

(仮称)加古川市こども計画の策定について

1 計画期間

令和7年度から11年度までの5年間

2 計画の方向性

令和5年4月にこども基本法が施行され、市町村は、国のこども大綱を勘案して「市町村子ども計画」を策定することが努力義務とされています。

こども大綱の考え方を受け、従来のこども・子育て支援の理念に加え、若者の支援、こどもの貧困対策など、幅広いこども政策に関する基本的な方針と重要事項を一元化して策定します。

また、「第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度末を終期としており、令和7年度以降の計画内容についても「(仮称)加古川市こども計画」に含めて策定します。

なお、計画策定に向けた幅広い意見を集めるため、ヒアリング調査の実施を予定しています。

3 策定までのスケジュール

令和5年度 アンケート調査実施

令和6年6月 第1回子ども・子育て会議

7月 第2回子ども・子育て会議

8～9月 ヒアリング調査

10月 第3回子ども・子育て会議

11月 第4回子ども・子育て会議

12月～令和7年1月 パブリックコメント

令和7年2月 第5回子ども・子育て会議

3月 計画策定

以 上